

日本カウンセリング学会大会研究発表に関する規定

最近改定：2014年11月10日

第1条 この規定は、日本カウンセリング学会会則第4条（事業）1の大会（年次大会）での研究発表について定めるものである。

第2条 日本カウンセリング学会の正会員・名誉会員・推薦会員は年次大会で研究発表することができる。機関会員、賛助会員および非会員は筆頭発表者にはなれないが、大会規定に定める発表料を納めることにより連名発表者になることができる。ただし、非会員は事例発表の連名発表者になることはできない。第4条第4項により、非会員も自主シンポジウムの話題提供者および指定討論者として参加できる場合がある。

第3条 研究発表者は次の各項のすべての条件を満たさなければならない。

- 1 大会発表申し込みの時点で、日本カウンセリング学会の正会員、名誉会員あるいは推薦会員であること。
非会員は大会参加費および規定の発表料を納付していること。
- 2 定められた日までに、大会発表申込書および大会論文集原稿を送付するとともに、諸費用を納入していること。
- 3 正会員にあっては、その年度の学会会費を納入済みであること。
- 4 連名発表者は、やむをえず大会に参加できない場合も、大会参加費を払っていること。
- 5 単独発表者あるいは責任発表者となれるのは、ポスター発表・口頭発表および事例発表のうち、いずれか1回とする。ただし連名発表者にはなれる。また自主シンポジウムの企画者および司会者となるのは1回に限るが、ポスター発表・口頭発表および事例発表の単独発表者あるいは責任発表者となることはできる。

第4条 発表の形式は、ポスター発表・口頭発表・事例発表・自主シンポジウムのいずれかによって行う。つぎの各項の条件が満たされたときに研究発表が行われたものとする。

- 1 ポスター発表は指定されたセッション中にポスターを掲示し、それをもとに発表者と参加者として個別に討議する。ポスター掲示時間は2時間とし、そのうち在籍責任時間は前半あるいは後半の1時間とする。ポスターのサイズは大会実行委員会の定めによる。
- 2 口頭発表は1演題あたり15分程度とし、最後の3分程度を質疑応答に当てる。また、すべての演題の発表が終わった時点で全体討議を行う。

- 3 事例発表は1事例あたり50分程度とし、発表30分、質疑応答20分程度とする。
発表する事例は、事前にクライアントあるいは保護者の承認を得ておくものとする。また配布した資料は原則として回収する。筆頭発表者、連名発表者および聴衆としての参加は会員に限定する。
- 4 自主シンポジウムは2時間以内とし、企画者・司会者・話題提供者（シンポジスト）および指定討論者（ディスカッサント）の4つの役割を果たす者を含んでいなければならない。企画者および司会者は本学会会員でなければならないが、話題提供者および指定討論者の半数を限度に非学会員も参加できる。その場合の非学会員の参加費は免除する。

第5条 研究発表の可否は大会準備委員会で決定する。もし自主シンポジウムが不採択になった場合は、開催費用は返却する。そのほかの納入された費用は、参加取り消し・発表取り消しの場合も返却しない。

付 則 本規定は2006年1月16日から施行する。

付 則 本規定は2007年1月15日より実施する。ただし、第2条および第3条の非会員に関する事項については2008年4月1日より適用する。

付 則 本規定は2014年11月10日から施行する。